

平成30年度第1回
大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会
議事要旨

- 1 日時 平成30年7月12日（木）13時30分～
- 2 場所 大阪赤十字会館 302会議室
- 3 出席委員 山崎委員長、篠藤委員、高嶋委員、平野委員
- 4 議事内容

- (1) 第3期中期目標期間における中期計画の小項目及び大項目の評価区分について
 - ・法人から資料1に基づき、小項目及び大項目の評価区分についての考え方の説明があり評価区分について法人の案が了承された
- (2) 「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について」の改訂について
 - ・事務局より、第3期中期計画において、項目名称の変更と新規項目が出来たことにより、年度評価の考え方の該当部分の改訂を説明し評価委員会です承された。
- (3) 平成29事業年度業務実績に関する評価について
 - ・法人から、資料4から7及び資料9に基づき、平成29事業年度の業務実績について報告が行われた後、質疑応答、小項目評価についての審議が行われた。
「教育研究等の質の向上」に関する大項目評価において、法人の自己評価に疑義が生じたため、第2回の審議で法人の説明を聞いて再審議することとなった。

<主な意見>

- ・企業からの依頼による共同研究・共同出願も必要ではあるが、今後は、府立大学独自に研究開発した成果により、新たな企業創出を目指すことも必要と考える。
- ・目標値を下回るものが複数認められる。法人の自己評価はⅢとなっているだが、その自己評価の判断理由は。
⇒改めて整理し、次回委員会で説明する。
- ・目標数値の達成状況については、設定数値を上回ることも重要であるが、非常に高い数値を目標設定としている場合は、その数値にいかにか近づけるか、例えば1割程度であれば目標を下回っても許容範囲と考え、達成とみなすこともあり得るのではないか。
- ・大学としてさらに専門性を有し大学ならではの生涯教育のかかわり方を持つことを望む。
- ・生涯教育・地域貢献の観点から I-site なんばは、新しい使い方をされた。今後も更なる進展を望む。
- ・都市シンクタンク行政の会議に参画し課題認識するだけでなく、府立大学自身が大

阪府の課題を探究し、発信していくべきと考える。

(4) その他

公立大学法人大阪府立大学の役員報酬規程に係る協議

- 法人から役員報酬規程の改正について説明があり、その内容が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて審議が行われた。
- 地方独立行政法人法第 56 条において準用される同法第 48 条第 2 項及び同法第 49 条第 1 項の規定に基づく評価委員会としての意見は、申し出ないことを決定した。

以上